

中・第1表

立五中第103号
令和7年2月28日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第五中学校
校長名 渋 谷 里 美 印

令和7年度 教育課程について（届）

のことについて、立川市立学校管理運営規則第12条に基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

（1）学校の教育目標

知・徳・体のバランスが取れ、自ら生きる力をもった生徒を育成するために、次の目標を定める。

- 自ら進んで勉強する人になろう
- あたたかい思いやりのある人になろう
- よいことは進んで実行する人になろう
- 心身ともに健康な人になろう

（2）立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針

ア 「自ら進んで勉強する人になろう」を推進するために

- ・学習活動の中でICT機器の活用や生徒自らの将来像の実現を意識させることを通して、思考力・判断力・表現力を伸ばし主体的に学習に取り組むことができるようとする。

イ 「あたたかい思いやりのある人になろう」を推進するために

- ・道徳科の授業を要とし、教育活動全体を通して、人権教育、道徳教育を推進する。
- ・いじめを許さない毅然とした指導、生徒の心に寄り添った指導を徹底する。
- ・生徒会組織を柱に各種委員会が全校生徒への関わりを考え、相互に高め合い、容認する心を育てる。生徒主体の取組を通して、生徒の自己肯定感の向上を図る。

ウ 「よいことは進んで実行する人になろう」を推進するために

- ・地域の人材や特色等を活用した学習活動を通して、地域・社会の一員としての自らの役割と責務を自覚し、持続可能な社会の作り手となろうとする意欲をもてるようとする。

エ 「心身ともに健康な人になろう」を推進するために

- ・保健体育科の授業、体育的行事、部活動等の活動に主体的に参加し自ら体力の向上を図ろうとする姿勢をもてるようとする。
- ・特別支援教育や教育相談機能の充実や保護者・関係機関との連携に努め、生徒が抱える悩みや生活指導上の問題の未然防止・早期発見・早期解決を図る。

オ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・地域学校協働本部と連携し、学校運営協議会を中核としたコミュニティ・スクールの機能を充実させ、保護者・地域による学校教育への積極的参画によって、学校の教育力をさらに高める。

中・第2表

学校名 立川市立立川第五中学校

2 指導の重点

- (1) 学習指導要領及び生徒指導提要を踏まえた、各教科、特別の教科 道徳、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科における指導

ア 各教科

- ・年間指導計画・評価計画に基づき、それぞれの授業でねらいや授業の流れを明確にして、生徒が見通しをもって学習に取り組むことができる授業を展開する。
- ・基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、全国学力・学習状況調査や生徒による授業アンケート、東京都統一体力テスト等の結果や分析をもとに、授業改善推進プランを作成し、それに基づいたP D C Aサイクルを通して授業改善を行う。
- ・基礎的・基本的な知識及び技能を確実に習得させ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、一人1台タブレットPCや電子黒板等のICT機器の活用による指導の工夫と改善を図り個に応じた資質・能力を育成する。

イ 特別の教科 道徳

- ・学年教員がローテーションで授業を行い、「考え、議論する道徳」の授業を実践する。また、外部講師を招聘して行う「いじめ防止授業」などを通して道徳的判断力・心情・実践意欲と態度をもてるようとする。
- ・「生命の尊さ」を内容項目とした道徳授業地区公開講座を開催し、授業公開や意見交換会を通して、学校・家庭・地域が一体となって道徳教育を推進する。
- ・道徳科の授業の中で、事象を多面的・多角的に捉え考える活動を通して、向上心や寛容さ、思いやりの心等を育み、生徒の自己肯定感の向上につなげる。

ウ 総合的な学習の時間

- ・「生き方を知る」「日本を知る」「世界を知る」の三つの視点において、3年間を通して体験活動・探究的な学習の充実を図る。また、自学における探究する学びにより、自らの興味・関心を深めさせ、課題の解決に必要な知識及び技能を身に付けることで将来像を具現化する意識を養う。
- ・総合的な学習の時間において、各教科等で身に付けた知識や技能を相互に関連付けた横断的な学習を行い、自ら課題を見付け、よりよく問題を解決する資質や能力を育成する。

エ 特別活動

- ・総合的な学習の時間、立川市民科と連携し、自己実現を目指したキャリア教育を推進するとともに、集団における自己の役割を果たす経験を通して、社会集団での自己の在り方を考える力を養う。
- ・生徒会本部と委員会活動、さらに学級活動の連携を意識させ、社会貢献や社会参画の活動を重視するとともに、ボランティア精神を育む学校 2020 レガシーの取組と連動した生徒会提案の活動の企画・実践を通して、自主的・実践的な態度をもてるようとする。
- ・学校行事や集団による諸活動において、事前・事後の指導を充実させ、集団生活の在り方や集団への帰属意識を高めるとともに、生徒の主体的な活動を通して、望ましい人間関係の形成を図り、自己有用感を得られるようとする。

オ 立川市民科

- ・地域人材や地域資源を活用した地域訪問・職場体験・地域防災訓練等の学習では自らが生活をしている地域について知るだけでなく、地域の方との交流を通して、地域に貢献しようとする態度をもてるようとする。
- ・砂川楽、地域訪問、職場体験、進路学習を通して、自己のキャリアを見つめ将来を考える力をもてるようとする。

中・第2表の2

学校名 立川市立立川第五中学校

(2) 特色ある教育活動

- ア 学校行事、校外学習、部活動を通して、特別支援学級の生徒と通常学級の生徒との交流を進め、相互理解を図るとともに生徒の内面に根ざした道徳性を育成する。
- イ 朝に10分間の読書活動を行い、全ての学習の基盤である言語能力の育成を図る。
- ウ 地域人材を活用した補充的な学習の時間を確保し、生徒の基礎的・基本的な学力の向上を図る。
- エ ユニバーサルデザインに基づく環境整備を行い、全ての生徒が安心・安全に生活できる空間作りを行う。
- オ 小中連携研修会や主任児童委員・民生児童委員との情報交換等を通して、市内や中学校区内の関係機関との連携を充実させた教育活動を展開する。

(3) 生活指導

- ア 学校いじめ防止基本方針に基づき、いじめ対策委員会を柱として、保護者・地域の方々等との連携を密にし、いじめや問題行動の未然防止・早期発見・早期対応を図る。
- イ 「ふれあい（いじめ防止強化）月間」「いじめ解消・暴力根絶旬間」「いじめ防止授業」などの取組を通して、人権に関わる諸問題の未然防止を図る。その上で、人権に関わる事案が発生した際は、校内のいじめ対策委員会を中心に関係諸機関との連携も含め組織的に対応にあたる。
- ウ 心理調査結果分析等を活用し、学級集団及び個人の状況を客観的に捉え、いじめ問題の未然防止と早期発見に努めるとともに、個に応じた適切な支援を行う。
- エ 防災・安全教育の徹底（「防災ノート～災害と安全～」「安全教育プログラム」の資料の活用）と事故防止に努めるとともに、学校危機管理マニュアルの周知・徹底を通して教職員の危機管理能力を高める。
- オ 立川五中SNS学校ルールを活用し情報モラル教育の推進を図り、個人情報の保護・人権侵害・著作権等に対して正しく理解をさせる。また、インターネット上のトラブルや不審者等に遭遇した際の対応について、SOSの出し方についての指導を通して身に付けさせる。

(4) 特別な配慮を必要とする生徒への指導

- ア 学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を生徒の実態や保護者の思い・願いを踏まえて作成するとともに、特別支援教室五中プラスを利用する生徒についての連携型個別指導計画を作成し、組織的に特別支援教育を推進する。
- イ スクールカウンセラー・学校支援員・スクールソーシャルワーカー・家庭と子どもの支援員、不登校対応巡回教員、保護者等と連携しながら、生徒が抱える悩みに対する、教育相談機能を充実させる。また、不登校生徒への支援として教室復帰を目標としたステップ教室（不登校対応教室）を校内別室指導支援員の活用により継続実施をする。
- ウ 特別支援教育コーディネーターを中心に定期的な校内委員会を開き、課題のある生徒に対する支援の在り方や体制を検討し、指導に生かす。またスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用と関係諸機関との連携を推進し、個に応じた支援の充実を図る。

(5) 進路指導

- ア 各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科を連携させながら、3年間を見通した系統的な進路指導を実施し、自己のよりよい生き方を主体的に選択できる力を培う。
- イ 地域の人材や施設を十分に活用した勤労生産的な活動や地域に根ざした奉仕活動等によって、自己の特性を理解し、社会に貢献する精神や生き方を考える学習活動を展開する。併せて発達段階に応じた望ましい勤労観・職業観の育成を目指す。
- ウ 進路に関わる情報を収集・選択・分析をし、的確な進路情報を進路説明会や学年だより等で提供し学校と家庭が連携した進路指導の充実を図る。また、学校・学年内で情報を共有し生徒や保護者が安心して相談できる環境をつくる。

第1表

立五中第102号
令和7年 2月28日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第五中学校
校長名 渋谷 里美 印

令和7年度 教育課程について（届）

学校教育法施行規則第138条の規定に基づき、特別支援学級（知的障害）の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 教育目標

（1）学校の教育目標

- 知、徳、体のバランスがとれ、自ら生きる力をもった生徒を育成するために、次の目標を定める。
- 自ら進んで勉強する人になろう
 - ◎ あたたかい思いやりのある人になろう
 - よいことは進んで実行する人になろう
 - 心身ともに健康な人になろう

（2）特別支援学級の教育目標

- 生き生きと生活し、体力・学力・精神力を高めよう
- 人の気持ちを思いやり、助け合う心を高めよう
- 正しい判断力を身に付け、自分の意志をはっきり伝える表現力を身に付けよう
- 基本的生活習慣を身に付け、一人一人が自立し社会参画できる力を身に付けよう

（3）学校、学級の教育目標を達成するための基本方針

- ア 「立川市第4次特別支援教育実施計画」に基づき、学校と保護者の共通理解と支援機関との連携の下、生徒の実態を的確に把握すると共に、長期的な視野に立って「学校生活支援シート（個別の教育支援計画）」を活かした教育活動を充実させるようにする。また「学校生活支援シート」に基づき、「個別指導計画」を作成し、基礎的・基本的な学習内容を確実に身に付けることができるように、生徒の興味や関心を高める工夫を行う。
- イ 立川市民科の目指す生徒像を踏まえ、職場体験実習、及び「花育」等、地域の教育力を導入した教育活動を計画・実施する。
- ウ 近隣の小中学校、高等学校、特別支援学校との交流や連携を進め、教育内容の一貫性、継続性を高める。また、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用しながら小学校、中学校、高等学校（上級学校）等の円滑な引継ぎを行う。
- エ 教育活動全体を通じて一人1台タブレットPC等のICT機器を活用した自己表現の場を設定し、日常生活で正しく活用できる情報モラルとスキルを身に付けることができるようとする。

第1表－2

学校名 立川市立立川第五中学校（特別支援学級）

2 指導の重点

（1）各教科、道徳科、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動、各教科等を合わせた指導の重点

ア 各教科

- ・学期ごとの個別指導計画を基に、認知や実態に即した「指導の手立て」や「授業内容」を保護者と共に理解の下、スマートルステップで個の成長を図る。
- ・意欲的な学習態度と学習習慣の確立を基盤に、自立して社会参画に臨むために必要な知識、体力及び技能の習得を図る。
- ・体力テスト及び、走力と泳力のデータ化を継続し、生徒の体力・運動能力の向上に向けて指導の工夫・改善を図る。

イ 道徳科

- ・特別の教科 道徳を要とし、自己のよりよい生き方を探求する心を育てる。
- ・日々の生活に結びつけた具体的な題材を設定し、相手の立場を考えるロールプレイなどを通じて道徳的実践力を身に付けることができるようとする。

ウ 総合的な学習の時間

- ・自己の生き方を考えさせ、個に応じ、社会生活に必要な礼儀作法や言葉遣いを身に付けることができるようとする。
- ・地域を愛し、地域に貢献できる人間を育成するために、より広く豊かな進路の意識付けを企図し、体験学習を通じて実践する力を育てる。（立川市民科）
- ・「進路学習」及び「産業現場等における実習」などの学びを確保し自立への意欲を高め、主体的に進路を選択し社会参画する能力と態度を育てる。
- ・具体的な進路のイメージをもてるよう、1年生のうちから進路を考えさせるとともに、上級学校訪問等を実施する。

エ 特別活動

- ・係活動、委員会活動、各行事での実際的な活動を通じて最後まで責任をもって取り組む気持ちを高め、自己肯定感を育てる。
- ・行事等の事後学習では、スライドにまとめ発表する機会を設けるなど、学級集団での自己表現の場を通し将来の自己実現に必要な力を高める。

オ 自立活動

- ・個別指導計画に基づき、身体機能と健康の保持増進、体力の向上、情緒の安定、困難を改善、克服する意欲を高め、コミュニケーション力の向上及び、自己の特性の理解促進を図る。
- ・話の聞き方や自分の考えの伝え方など、自立に向けたコミュニケーションスキルを育てる。

カ 各教科等を合わせた指導

- ・日常生活の指導は、基本的生活習慣の確立を目指して、清掃活動、衣服の着脱、持ち物の確認・整理、日課表の記入、健康に関する指導、安全指導等を中心に行う。
- ・生活単元学習は、入学式、卒業式等の儀式的行事及び、スキー移動教室、東京校外学習、修学旅行など行事に対する事前、実施中、事後の取組を中心に行う。更に、長期休業前、長期休業後の学校や家庭における課題や目標について、個に応じて柔軟に対応する。ソーシャルスキル及びライフスキルを習得し、集団生活、自立生活で活用しようとする意欲を高める。
- ・作業学習では、縦割り班に分かれ、清掃活動等を通じて、与えられた役割を最後まで果たし、相互評価を通じて望ましい職業観、勤労観を養う。

第1表-3

学校名 立川市立立川第五中学校（特別支援学級）

（2）生活指導の重点

- ア 「日常生活の指導」や「校外学習に向けての指導」を通して、個に応じた基本的生活習慣の確立を図る。
- イ 人権教育の充実を図る。特に「いじめ防止基本方針」を基盤として、自他の生命を尊重する態度を確実に育てる。いじめを許さず、個性の違いを認め合う意識を確立し自己肯定感を高める。
- ウ 集団生活する上で必要なソーシャルスキルの向上を図り、自立心と生活力を高め、激しく変化する社会に必要な「生きる力」を育てる。
- エ 生徒の障害や発達段階を的確に把握し、家庭や地域、教育支援課、子ども家庭支援センター、民生児童委員をはじめとした関係諸機関との連携を図り、学校生活支援シート（個別の教育支援計画）を活用して個に応じた指導及び必要な支援を強化する。
- オ 生徒一人一人の個性に十分に配慮した環境整備を行い、「G I G Aワークブック東京」を活用した情報モラル教育、食育教育を推進し、健康で安全な学校生活・社会生活が送れるようする。
- カ 自然災害等の危険に際して自他の命を守るために、「東京防災ノート」「東京マイ・タイムライン」等を活用し、登下校時の対応等、主体的に行動する態度を育てる。

（3）進路指導の重点

- ア 3年間にわたる「ソーシャルスキル・ライフスキル」「上級学校調べ」「上級学校訪問」「職業調べ」「職場体験学習」など系統的なキャリア教育を計画的に進め、キャリアに対する意識を高め、主体的に進路を選択する能力と態度を育てる。
- イ 「立川夢・未来ノート」を活用し、生徒に自己の特性を理解させ、社会参画・自立の意欲を培う。
- ウ 1年生から面談等を活用し、自己実現のための進路について考える習慣を作り、学級通信などで進路情報を提供する。また、必要に応じて医療等の関係諸機関と連携し、生徒の実態を共有するとともに支援の方向性を決める。

3 教育目標達成のための特色ある教育活動等

（1）特色ある教育活動

- ア 毎学期、生徒個人の生活課題を作成し、保護者と共有、連携する。また、毎朝、日課表に生活課題を記入し、自己の課題を意識・改善しながら過ごし、最後に振り返りを行い、自己分析できるようする。
- イ 通常学級と学校行事、学年行事、部活動を含めた交流及び共同学習を進め、共に生きる意識と態度を育てる。
- ウ 「百人一首」「書写」等の学習を通して、日本文化に親しむ心を育てる。
- エ 每学期の10組スポーツ大会や特別支援学級内でのマラソン大会を通して、体力の向上を図るとともに、協調性、コミュニケーション能力の向上を図る。また、様々なスポーツの体験を通して、スポーツに親しむ態度を養う。
- オ 小中連携教育活動を重視し、小学生5、6年生対象の授業体験を実施するとともに、本校への進学に際しては適切な情報提供を依頼し、校区小学校特別支援学級との交流を推進する。
- カ 学級通信（一人1台タブレットPCでの配信を含む）、個人面談、一斉配信メール、連絡帳、保護者会等を積極的に利用して、家庭と学校との連携、協力を強め、よりよい支援体制を構築する。

（2）その他の配慮事項

- ア 職員会議、企画調整会議、校内委員会、生活指導部会で、生徒情報を発信し、生徒指導、支援について職員への周知、理解を図り、学校組織として統一した指導を推進する。
- イ 障害の状況に対応して、教科の特性に即した、生徒の適性、能力に応じたグループを編成し指導及び支援を行う。
- ウ 各教科に主担当を配置し、指導計画に基づきT.T及び支援員との連携の下、生徒が落ち着いて学習に取り組み、分かりやすい内容の授業を実践する。また、個別の対応が必要な生徒の指導体制を構築する。

第1表－4

学校名 立川市立立川第五中学校（特別支援学級）

- エ 保護者の理解のもと出身小学校、上級学校、特別支援学校との引き継ぎを充実させ、個別の教育支援を継続して行う。
- オ 各種関係機関との連携を強化し、将来を見据えた指導及び支援の体制を整える。
- カ 各教科でのアセスメントを含め個別指導を充実させ、小学校と中学校、中学校と上級学校等それぞれの接続を意識した学習指導を行う。

立五中第93号
令和7年3月3日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第五中学校
校長名 渋谷 里美 

令和7年度 特別支援教室の教育課程について（届）

学校教育法施行規則140条の規定に基づき、特別支援教室による指導の教育課程を下記のとおりお届けします。

記

1 特別支援教室の教育目標

- 自ら進んで勉強する人になろう
- あたたかい思いやりのある人になろう
- よいことは進んで実行する人になろう
- 心身ともに健康な人になろう

学校の教育目標を受け、特別支援教室では、個に応じたきめ細かい指導を行う。生徒が社会生活や学校生活、集団生活に適応するためのスキルの習得や能力の伸長を図る。課題を自己理解し、深め、主体的に学ぶ意欲を育てる。また、自己決定力も高めていく。小さな自己決定を繰り返すことにより、自信を付け、自己肯定感を高めながら自律できる生徒の育成を目指した教育を行う。

2 教育目標を達成するための基本方針

- ・教員が通室する生徒の個々の課題を把握する。その困難さを改善・克服できるように連携型個別指導計画を作成し、個に応じた指導・支援を行う。
- ・在籍学級における適応能力を高めるために、自己理解、自己受容を深めて情緒的な安定を図る。
- ・友好的な人間関係を築くために、人間関係の形成や集団参加、他者との対話を図るための意欲、態度、スキル等を身に付けられるようにする。
- ・在籍学級において相手の立場に立った言動を身に付けられるようにする。
- ・生徒が自己の課題を決める等、小さな自己決定を繰り返し、成功体験を経験できるようにする。そのことにより、自己肯定感を高め、在籍学級で生徒が自律できるようにする。
- ・社会生活や学校生活での不安や悩み、進路等についての教育相談を行う。そのなかで、生徒が抱えている困難さを傾聴、受容、共感し、主体的に改善・克服する力が育まれるよう支援する。生徒の安心・安全な居場所づくりを行う。
- ・生徒一人一人の認知特性、行動特性に応じた学び方を身に付けさせ、在籍学級での授業への取り組み方を理解できるようにし、主体的に取り組む意欲の向上を目指す。
- ・学校生活の予定確認、学習計画の立て方、課題の提出日の確認等を行い、計画的に学校生活に取り組む力を育てる。

第1表の2 (教)

3 指導の重点

- ・日常生活の振り返り等を通して、生活リズム、生活習慣、生活環境の形成を図る。
- ・個別指導を中心とし必要に応じて小集団指導を取り入れる。共感型や協力型の教材を通じて、他者の意図や感情を理解し、場に応じた適切な言動をとることができるようとする。
- ・自己の課題に気付き、得意なことを生かして課題の解決につながるように指導する。成功したことを褒め、成就感や自信をもたせ自己肯定感や自己有用感を高め、生徒の自律へつなげていく。
- ・学習計画等では、自ら立てられる力を育て、見通しがもてるようにし、自己決定の力を高める。
- ・生徒の特性等に応じて、学び方を改善・克服し、在籍学級の授業に主体的に参加できるようとする。
- ・在籍学級担任等と連携を密に行い、在籍学級での様子を把握し、困難さに応じた指導を行い、心理的な安定につなげられるようとする。
- ・生徒と対話する時間を確保し、生徒の対話能力の伸長と共に信頼関係の構築につなげる。
- ・認知トレーニングを取り入れ、記憶力、言語能力、判断力、計算力、遂行力、空間認知能力等の認知機能を高める。
- ・運動面や感覚統合を取り入れ、体幹を整えたり、ボディーイメージを高めたりする指導を行う。また、小集団指導の中で体を動かす活動を取り入れ、他者と一緒に活動する楽しさや喜びを体験できるようとする。

4 その他の配慮事項

- ・在籍学級担任及び保護者と連携を密に行い、連携型個別指導計画を作成する。指導方針や指導内容等についての共通理解を図り、活用していく。
- ・在籍学級担任・巡回指導教員・保護者の三者で連携し、生活指導や進路指導等を充実させる。
- ・校内委員会に参加し、校内支援体制に則り、特別支援教育コーディネーターや各学年の教職員と連携し生徒情報を共有し、指導に生かす。
- ・特別支援教育に関する情報を教職員向けに発信し、特別支援教室への理解を促す。
- ・個々の生徒の指導回数や指導時間数については、在籍学級における集団適応等の様子を十分に把握した上で在籍学級担任等と相談した上で決定する。
- ・生徒に関する情報収集、在籍学級担任や家庭との連絡・調整、教材準備や作成、環境整備等については、拠点校及び巡回校の特別支援教室専門員と細かく相談して共通理解を図り、連携する。
- ・臨床発達心理士の巡回指導を年間通して計画的に実施し、助言を得ることで生徒理解や授業改善に生かす。